

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の急速な進行、ライフスタイルの多様化などにより、地域住民のつながりの希薄化が進み、家庭や地域における相互扶助機能が低下しています。

こうした中、子どもから高齢者まで全ての人が、住み慣れた地域で安心して暮らすために地域福祉の推進が求められています。

本市では、平成17年3月に「豊橋市地域福祉計画」、平成23年3月に「第2期豊橋市地域福祉計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し、地域福祉を推進するための様々な施策を展開してきました。

第2期計画の策定以降も、国による福祉制度の変更、少子高齢化のさらなる進行、情報化の進展、東日本大震災をはじめとした各地で発生する自然災害による地域の絆やコミュニティ機能の必要性の再認識など、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

そこで、第2期計画策定以降の社会情勢の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状などを踏まえ、「第3期豊橋市地域福祉計画」を策定したものです。

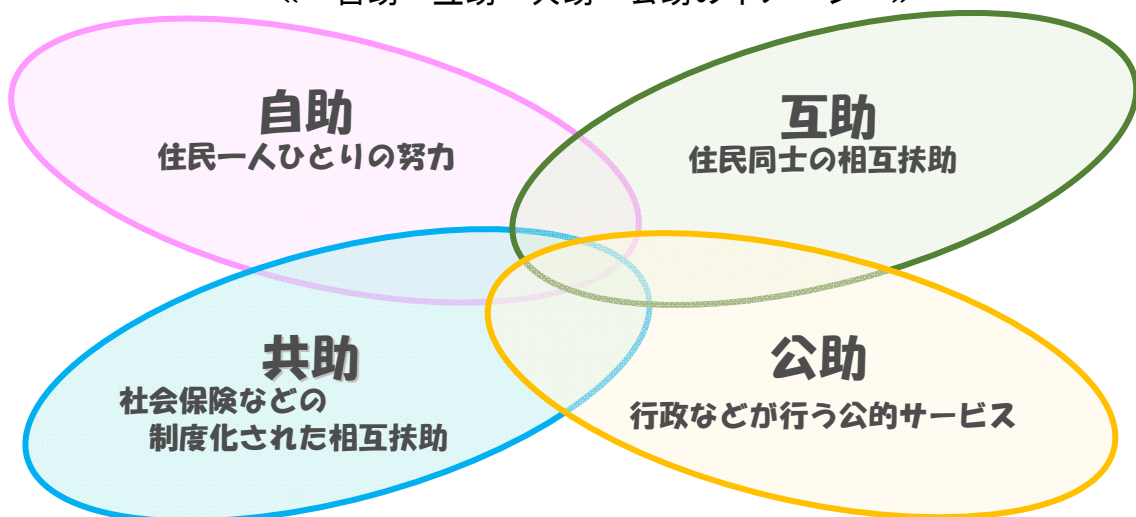
2 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

「地域福祉」とは、行政や福祉事業者が提供するサービスだけでなく、地域で暮らす住民相互の支え合い、助け合いにより、地域の福祉課題に取り組んでいくことです。

地域福祉の推進のためには、住民一人ひとりの努力(自助)、住民同士の相互扶助(互助)、社会保険などの制度化された相互扶助(共助)、行政などが行う公的サービス(公助)の連携が必要となります。

《 自助・互助・共助・公助のイメージ 》



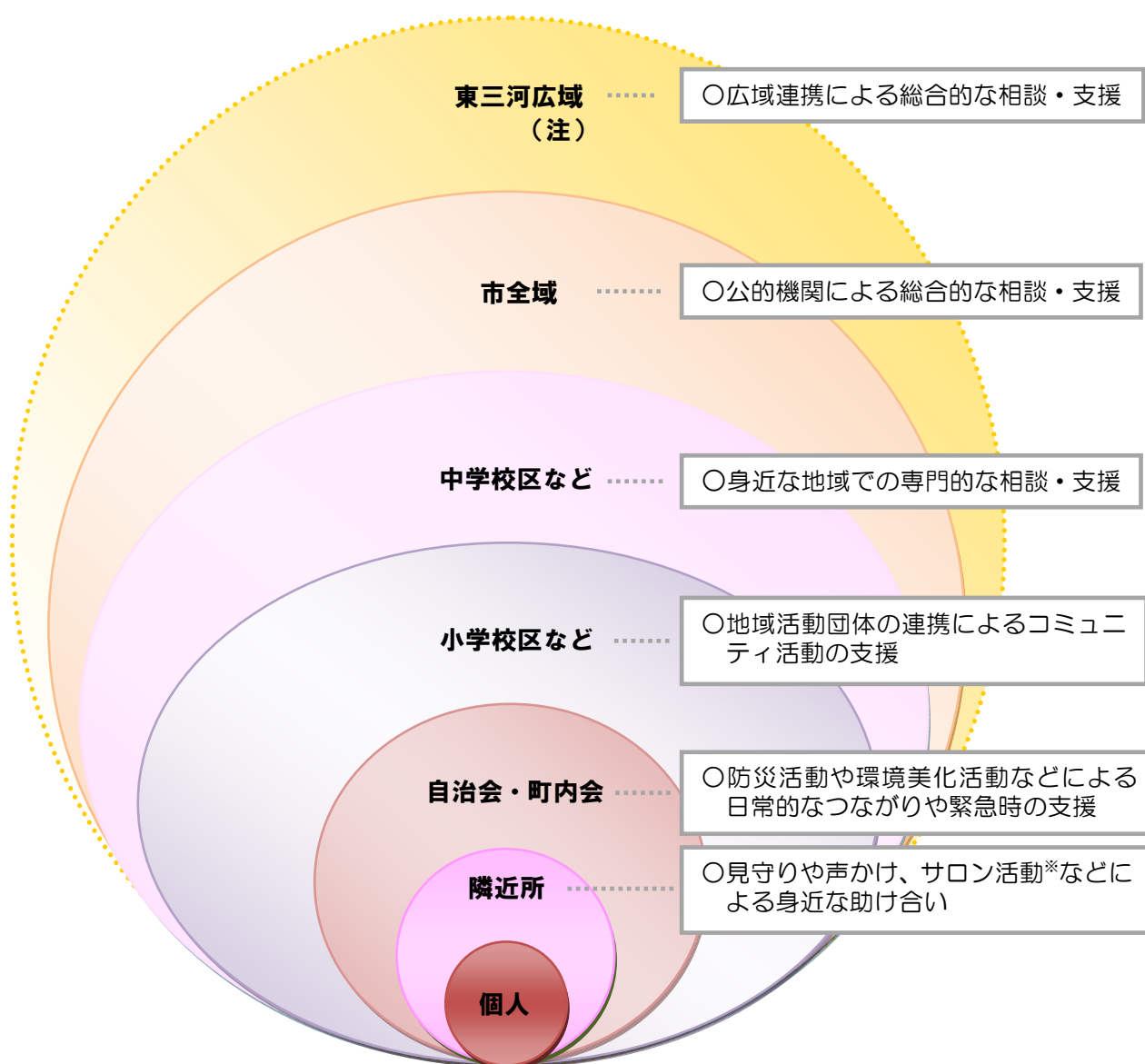
(2) 「地域」のとりえ方

「地域」とは何かを考えると、日常における「近所付き合い」としてのとりえ方や、地域の組織的な活動単位としての「地区コミュニティ^{*}」など、様々なとりえ方があります。

また、年齢を重ねるに連れて身体機能が低下し、歩いて行ける距離も短くなるなど、年齢層によっても、「地域」のとりえ方は変わってきます。

本計画における「地域」については、様々な活動に応じて重層的に考えるものとしします。

◀ 「地域」のとりえ方のイメージ ▶



(注) 東三河 8 市町村は、様々な広域課題に対して一体となって取り組むことを目的に、平成 27 年 1 月 30 日に東三河広域連合を設立しました。介護保険事業については、その安定的な運営のための保険者統合(平成 30 年度)に向けて準備を進めています。

3 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法^{*}第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民などは、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり取り組む施策を体系的にまとめたものです。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 他の計画との関係

ア 第5次豊橋市総合計画との関係

本計画は、「第5次豊橋市総合計画」を上位計画として、本市の目指すまちの姿「輝き支えあう水と緑のまち・豊橋」を実現するためのまちづくり大綱「健やかに暮らせるまちづくり」に向け、地域福祉拠点機能の充実、地域福祉の担い手づくり、社会福祉団体等への支援などの取組みを推進するものです。

イ 各分野個別計画との関係

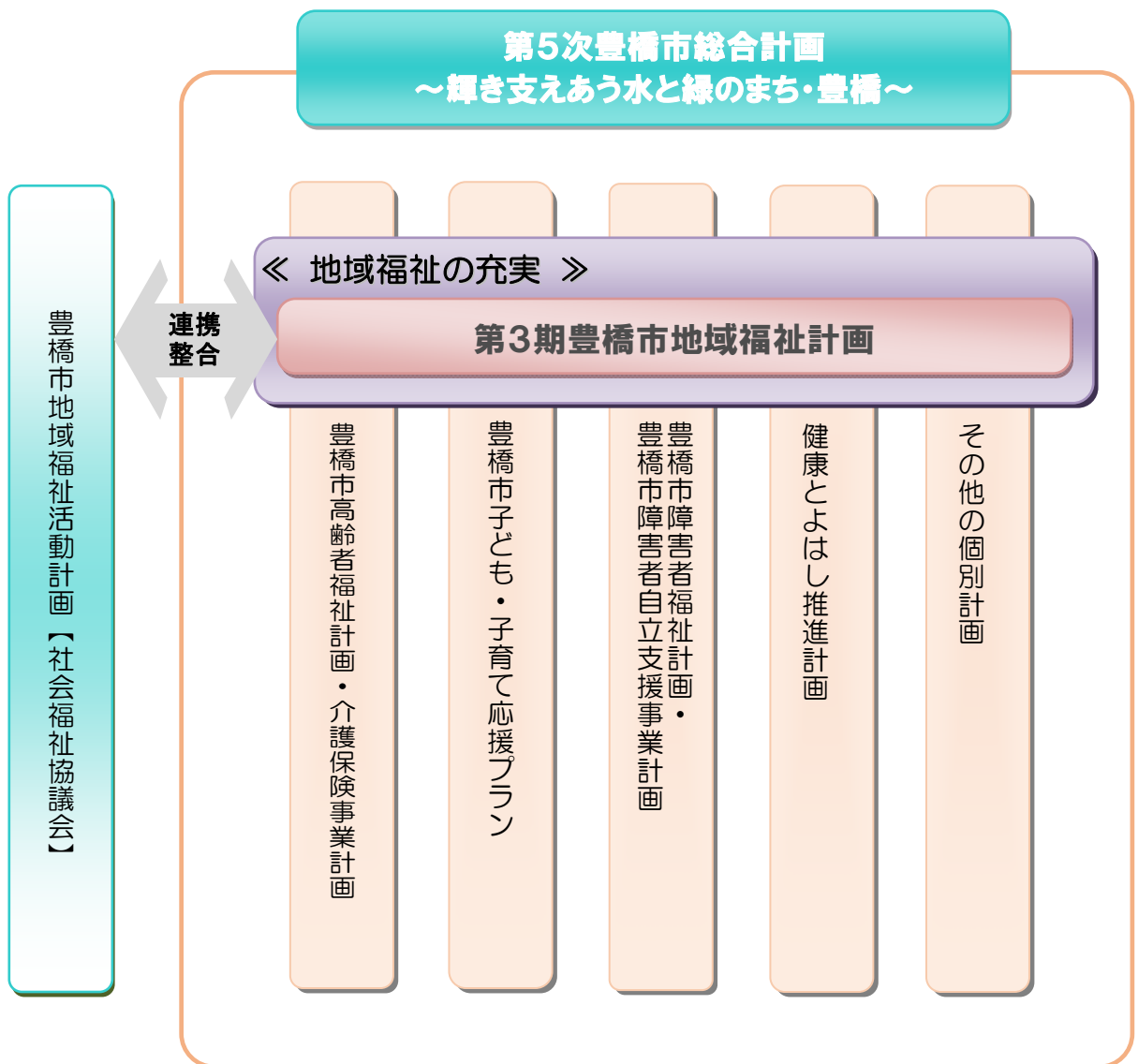
本計画は、高齢者、子ども（子育て支援）、障害者などの福祉各分野の個別計画をはじめ、様々な行政分野にわたる計画の施策について、地域福祉を推進する観点から横断的、総合的に推進するものです。

ウ 豊橋市地域福祉活動計画（豊橋市社会福祉協議会※）との関係

「豊橋市地域福祉活動計画」は、豊橋市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が策定した、地域住民と社会福祉に関する活動を行う個人、団体、社会福祉を目的とした事業者、行政などが協力し、福祉のまちづくりを進めるための民間の活動及び行動の計画です。

本計画と相互に連携を図りながら、それぞれの取組みを行う中で、一体的に地域福祉を推進するものです。

◀ 他の計画との関係 ▶



4 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。

◀ 計画の期間 ▶

年度	H23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
第5次総合計画	基本構想 (平成23年度～32年度)									
	前期基本計画 (平成23年度～27年度)					後期基本計画 (平成28年度～32年度)				
地域福祉計画	第2期計画 (平成23年度～27年度)					第3期計画 (平成28年度～32年度)				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)					地域福祉活動計画 (平成27年度～31年度)					